

2. 各出張所等 別

<当別出張所 管内>

当別出張所管内 目 次

【Ⅰ はじめに】	-----	1 8 1
【Ⅱ 道路施設編】	-----	1 8 4
1. 道路の維持管理実施計画		
(1)道路管理一覧	-----	1 8 5
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	---	1 8 6
(3)路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他	-----	1 8 8
【Ⅲ 河川施設編】	-----	1 9 0
1. 河川の維持管理実施計画		
(1)道管理河川一覧	-----	1 9 1
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	----	1 9 2
(3)治水系パトロール実施区間他	-----	1 9 6
【Ⅳ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	-----	1 9 8
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画		
(1)砂防関係施設一覧	-----	1 9 9
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	----	2 0 0
【Ⅴ 海岸編】	-----	2 0 2
1. 海岸の維持管理実施計画		
(1)海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)	-----	2 0 3
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」	----	2 0 4
【Ⅵ 資料編】	-----	2 0 5
1. 管内関係機関	-----	2 0 6
2. 水防等資材保管一覧	-----	2 0 7

I はじめに

【はじめに】

(1)管内の概況

当管内は、石狩市・江別市・当別町・新篠津村の2市1町1村からなっています。北海道の中央西部に位置し、西に日本海（石狩湾）に面し石狩川の河口を有し、北に暑寒別天売焼尻国定公園の山地、東に政令都市札幌市、南に小樽市に囲まれています。内陸部は石狩平野が主体となり、北から南に流れる当別川が石狩平野を縦貫している自然環境に恵まれた地域です。

総面積は約 1,410.70k m²を有し、管内の総人口は 195,305 人(住民基本台帳人口：令和5年(2023年)1月現在)です。

気候は、大きく石狩川を挟んで西部地区と東部地区に分けられ、西部地区は海洋性気候で寒暖の差は小さく、対馬海流の影響もあり冬は比較的温暖です。東部地区は北海道では温暖な部類に入りますが、冬の最も寒い時期は-20℃を下回ることもある札幌近郊のダイヤモンドダストが見られる寒冷地です。また、両地区共通な気候として北西からの季節風が日本海を超えて吹き付けるため積雪が多いです。更に「石狩湾小低気圧」が発生すると猛烈な吹雪となります。一年を通して風が強いため多くの防風林が設けられています。夕張川、千歳川、石狩川の合流点に位置するため、しばしば水害に見舞われま

した。特に7月から8月にかけて豪雨があることが多く、1981年の大水害の際には1日に204mmという降水量も記録しています。

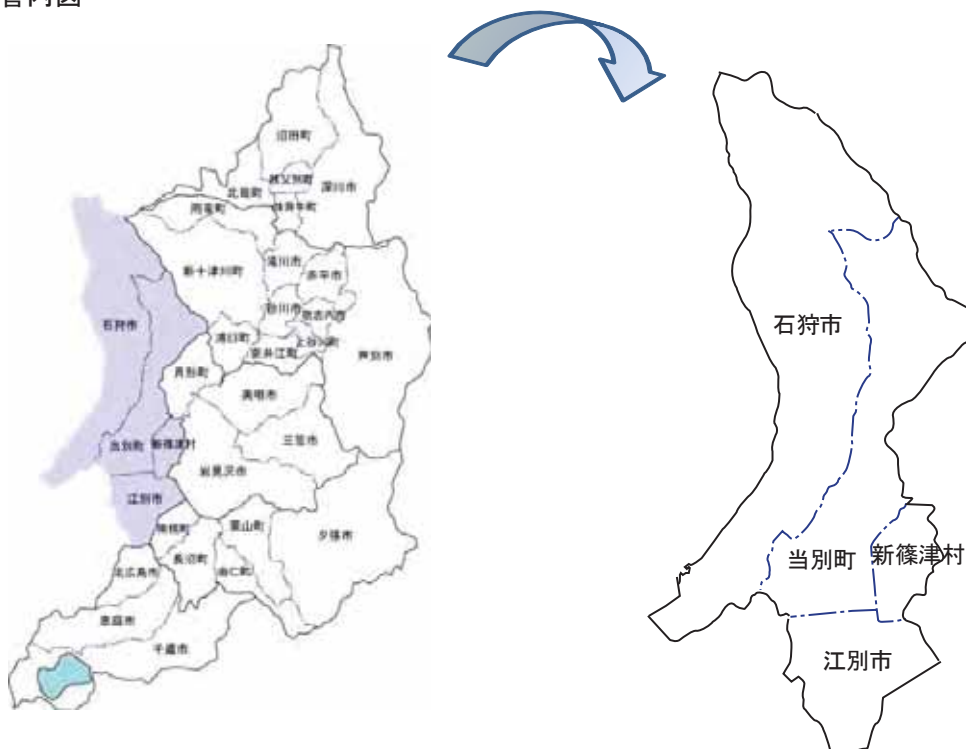
産業は管内を西側、中央、東側に南北に3分割すると、石狩湾に面している西側は、かつてはサケ等の漁業が盛んでありましたが、前後札幌市のベッドタウンとして発達し、石狩湾新港、工業団地を有するの第2・3次産業が主体です。中央は農業の大規模経営化が進み稲作中心です。東側は北海道最初の製紙工場があり、窯業製品、食品加工場、建材業等の中規模工場も多数見受けられる第2次産業が盛んです。

出張所が管理する道路・河川等の現況は、道路の管理延長が25路線237.8km、河川管理延長が30河川173.2km、砂防指定地が4箇所29.90ha、地すべり防止区域が1箇所13.78ha、急傾斜地崩壊危険区域が1箇所2.60ha、海岸管理が53.3kmとなっています。

(2)所管区域

石狩市・江別市・当別町・新篠津村

(3)管内図



(4)管理状況

○道路

主要・一般別	路線数	延長(km)
主要道道	9	146.5
一般道道	16	91.3
合計	25	237.8

○河川

水系名	河川数	管理延長(km)
石狩川水系	20	119.8
旧知津狩川水系	1	3.5
正利冠川水系	1	4.8
望来川水系	1	7.0
厚田川水系	1	11.0
濃昼川水系	1	0.9
浜益川水系	3	19.7
群別川水系	1	3.5
幌川水系	1	3.0
合計	30	173.2

○砂防・地すべり・急傾斜

砂防指定地		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
4	29.90	1	13.78	1	2.60

※地すべり防止区域は国土交通省指定分

○海岸

海岸名	管理延長(km)
石狩(厚田区)海岸	21.4
石狩(浜益区)海岸	31.9
合計	53.3

※管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

Ⅱ 道路施設編

1. 道路の維持管理実施計画

(令和6年度(2024年度) 札幌建設管理部・当別出張所)

区分	路線番号	路線名	主な街路名(愛称等)	管理延長	道路パトロール延長	備考
主要道道	11	月形厚田線		22.7	22.7	
	28	当別浜益港線		38.7	38.7	
	44	石狩手稲線		6.2	6.2	
	46	江別恵庭線		15.1	15.1	
	81	岩見沢石狩線		26.9	26.9	
	110	江別インター線		5.7	5.7	
	112	札幌当別線		10.3	10.3	
	128	札幌北広島環状線		1.7	1.7	
	139	江別奈井江線		19.2	19.2	
小計	9路線		146.5	146.5		
一般道道	225	小樽石狩線		13.7	13.7	
	273	花畔札幌線		3.1	3.1	
	366	石狩当別停車場線		0.2	0.2	
	370	野幌停車場線		0.4	0.4	
	508	矢臼場札幌線		9.1	9.1	
	527	望来当別線		17.0	17.0	
	626	東雁来江別線		5.4	5.4	
	751	新篠津金沢線		5.9	5.9	
	864	大麻東雁来線		3.9	3.9	旧ルート管理延長(0.5km)含む
	865	樽川篠路線		1.2	1.2	
	887	中原金沢線		8.7	8.7	
	1005	野幌総合運動公園線	白樺通	3.3	3.3	
	1056	江別長沼線		10.3	10.3	
	1066	石狩湾新港線		2.1	2.1	小樽建設管理部事業課区域の全区間 2.1kmを当別出張所で管理
1121	月形幌向線		6.8	6.8		
814	滝野上野幌自転車道線		0.2	0.2		
小計	16路線		91.3	91.3		
合計	25路線		237.8	237.8		

※延長の単位はkm、令和5年4月1日現在の数値。
 主な街路名とは地元協議等により呼び名が一般化している路線を記載(愛称をかっこ書き)

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 当別出張所管内)

道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
		橋梁塗装	部分的な”われ”や”はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
予防管理型、対症管理型	施設補修 (道路附属物 (小規模附属物)補修・更新)	道路附属物(小規模附属物)補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修 (パッチング)	局所的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に対応	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面補修 (オーバーレイ)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性が有る場合に、路面状況に応じて対応	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面整正(砂利道)	融雪後、走行車両に支障が生じる場合に実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合に実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			砂利道区間及び事前通行規制区間
		崩土除去、倒木処理、路肩法面補修	局所的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
	施設補修 (作工物補修)	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール(夜間)結果に基づき実施。			
	施設補修 (区画線)	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替えます。また、その他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 当別出張所管内)

道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

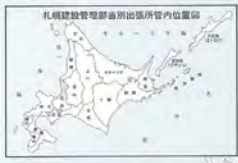
【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			草刈図
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
日常管理型	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。		路面状況により=散水車+路面清掃車又は散水車(路面清掃車)	路面清掃図
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施します。 その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
	機能回復 (植栽管理)	樹木剪定	標識等が見えにくくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施。			
		冬囲い	道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実施	積雪時期迄に対象木をムシロ・縄等で囲う。			
必要経費	施設維持	機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	路面清掃車、草刈り機械などの修理			
		車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	管内の車庫等の雨漏り補修他			
		道路付属施設等経費	照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等	照明の節電対象路線拡大を検討			
	施設維持 (道路付属)	道路付属施設の保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	委託業務により保守点検を実施			

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平24情使、第244-30447号)」

令和6年度 路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図

札幌建設管理部 別出張所管内図



主要道路	
番号	路線名 延長(km) 備考
1011	月形道路 34.992
1028	志保道路 36.729
1044	石狩道路 6.179
1046	江別道路 13.566
1087	石狩湾新港 26.631
1112	江別インター 5.862
1121	札幌支庁道 10.261
1138	札幌支庁道 1.453
1139	江別支庁道 19.217
計 9 路線 148.295	
一般道	
番号	路線名 延長(km) 備考
3254	小樽支庁道 13.597
3273	札幌支庁道 3.906
3284	石狩支庁道 0.211
3303	石狩支庁道 0.203
3628	美幌支庁道 8.077
3637	石狩支庁道 16.967
3650	石狩支庁道 6.437
3751	石狩支庁道 5.943
3824	石狩支庁道 3.977
3851	石狩支庁道 1.137
4007	石狩支庁道 8.722
4055	石狩支庁道 3.283
4094	石狩支庁道 5.969
4095	石狩支庁道 2.062
4121	石狩支庁道 6.303
計 15 路線 186.148	
その他	
番号	路線名 延長(km) 備考
2814	石狩支庁道 0.116
計 1 路線 0.116	
合計 25 路線 334.511	

河川	
番号	名称 延長(km) 備考
1	石狩川 42.9
1	石狩川 10.4
1	石狩川 56.5
1	石狩川 5.5
1	石狩川 1.0
1	石狩川 4.7
1	石狩川 1.4
1	石狩川 2.3
1	石狩川 2.0
1	石狩川 1.4
1	石狩川 1.4
1	石狩川 0.7
1	石狩川 1.4
1	石狩川 1.4
1	石狩川 0.7
1	石狩川 2.3
1	石狩川 0.9
1	石狩川 4.9
1	石狩川 0.7
計 20 路線 119.8	
一級河川	
番号	名称 延長(km) 備考
2	石狩川 42.9
2	石狩川 10.4
2	石狩川 56.5
2	石狩川 5.5
2	石狩川 1.0
2	石狩川 4.7
2	石狩川 1.4
2	石狩川 2.3
2	石狩川 2.0
2	石狩川 1.4
2	石狩川 1.4
2	石狩川 0.7
2	石狩川 1.4
2	石狩川 1.4
2	石狩川 0.7
2	石狩川 2.3
2	石狩川 0.9
2	石狩川 4.9
2	石狩川 0.7
計 20 路線 119.8	
二級河川	
番号	名称 延長(km) 備考
3	石狩川 0.1
計 1 路線 0.1	
合計 21 路線 120.0	

砂防関係施設一覧	
番号	名称 延長(km) 備考
23	石狩川 2.4
24	石狩川 0.5
27	石狩川 0.3
129	石狩川 1.9
計 4 施設 5.1	
地すべり防止施設	
番号	名称 延長(km) 備考
17	石狩川 0.2
計 1 施設 0.2	
急傾斜地崩壊防止施設	
番号	名称 延長(km) 備考
1	石狩川 0.1
計 1 施設 0.1	

当別出張所管内施設一覧(河川島津)	
番号	名称 延長(km) 備考
1	石狩川 0.1
2	石狩川 0.1
計 2 施設 0.2	

観測地点一覧表		
観測地点名	観測点所在地	所属
100001	石狩川(石狩市)	国土院
100002	石狩川(石狩市)	国土院
100010	石狩川(石狩市)	国土院
100030	石狩川(石狩市)	国土院
100050	石狩川(石狩市)	国土院
100070	石狩川(石狩市)	国土院
100090	石狩川(石狩市)	国土院
100110	石狩川(石狩市)	国土院
100130	石狩川(石狩市)	国土院
100150	石狩川(石狩市)	国土院
100170	石狩川(石狩市)	国土院
100190	石狩川(石狩市)	国土院
100210	石狩川(石狩市)	国土院
100230	石狩川(石狩市)	国土院
100250	石狩川(石狩市)	国土院
100270	石狩川(石狩市)	国土院
100290	石狩川(石狩市)	国土院
100310	石狩川(石狩市)	国土院
100330	石狩川(石狩市)	国土院
100350	石狩川(石狩市)	国土院
100370	石狩川(石狩市)	国土院
100390	石狩川(石狩市)	国土院
100410	石狩川(石狩市)	国土院
100430	石狩川(石狩市)	国土院
100450	石狩川(石狩市)	国土院
100470	石狩川(石狩市)	国土院
100490	石狩川(石狩市)	国土院
100510	石狩川(石狩市)	国土院
100530	石狩川(石狩市)	国土院
100550	石狩川(石狩市)	国土院
100570	石狩川(石狩市)	国土院
100590	石狩川(石狩市)	国土院
100610	石狩川(石狩市)	国土院
100630	石狩川(石狩市)	国土院
100650	石狩川(石狩市)	国土院
100670	石狩川(石狩市)	国土院
100690	石狩川(石狩市)	国土院
100710	石狩川(石狩市)	国土院
100730	石狩川(石狩市)	国土院
100750	石狩川(石狩市)	国土院
100770	石狩川(石狩市)	国土院
100790	石狩川(石狩市)	国土院
100810	石狩川(石狩市)	国土院
100830	石狩川(石狩市)	国土院
100850	石狩川(石狩市)	国土院
100870	石狩川(石狩市)	国土院
100890	石狩川(石狩市)	国土院
100910	石狩川(石狩市)	国土院
100930	石狩川(石狩市)	国土院
100950	石狩川(石狩市)	国土院
100970	石狩川(石狩市)	国土院
100990	石狩川(石狩市)	国土院

凡例	
(赤線)	一般国道
(黄線)	主要道路
(青線)	一般道路
(黄線)	管理河川区間
(赤線)	地すべり危険箇所
(黄線)	急傾斜地崩壊危険区域
(赤線)	砂防指定地
(赤線)	危険箇所(予)危険箇所
(赤線)	道路管理施設箇所
(赤線)	北海道道沿線危険箇所
(赤線)	観測地点
(赤線)	市町村界
(赤線)	公園界
(赤線)	道路起点

河川	
番号	名称 延長(km) 備考
1	石狩川 42.9
1	石狩川 10.4
1	石狩川 56.5
1	石狩川 5.5
1	石狩川 1.0
1	石狩川 4.7
1	石狩川 1.4
1	石狩川 2.3
1	石狩川 2.0
1	石狩川 1.4
1	石狩川 1.4
1	石狩川 0.7
1	石狩川 1.4
1	石狩川 1.4
1	石狩川 0.7
1	石狩川 2.3
1	石狩川 0.9
1	石狩川 4.9
1	石狩川 0.7
計 20 路線 119.8	
一級河川	
番号	名称 延長(km) 備考
2	石狩川 42.9
2	石狩川 10.4
2	石狩川 56.5
2	石狩川 5.5
2	石狩川 1.0
2	石狩川 4.7
2	石狩川 1.4
2	石狩川 2.3
2	石狩川 2.0
2	石狩川 1.4
2	石狩川 1.4
2	石狩川 0.7
2	石狩川 1.4
2	石狩川 1.4
2	石狩川 0.7
2	石狩川 2.3
2	石狩川 0.9
2	石狩川 4.9
2	石狩川 0.7
計 20 路線 119.8	
二級河川	
番号	名称 延長(km) 備考
3	石狩川 0.1
計 1 路線 0.1	
合計 21 路線 120.0	

札幌建設管理部 当別出張所

北海道地図株式会社札幌支店
電話 (011) 818-1400

Ⅲ 河川施設編

1. 河川の維持管理実施計画

(1) 道管理河川一覧(当別出張所管内)

(km)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間 延長
1	石狩川	知津狩川	石狩市	7.5
1	石狩川	基線川	当別町	0.4
1	石狩川	当別川	当別町	56.5
1	石狩川	材木川	当別町	5.5
1	石狩川	ハンケチュウヘシナイ川	当別町	1.0
1	石狩川	第一茂平沢川	当別町	4.7
1	石狩川	第二茂平沢川	当別町	2.2
1	石狩川	第三茂平沢川	当別町	0.4
1	石狩川	小松の沢川	当別町	2.0
1	石狩川	和泉の沢川	当別町	1.4
1	石狩川	トッフ [°] 沢川	当別町	2.1
1	石狩川	支トッフ [°] 沢川	当別町	1.4
1	石狩川	沼ノ沢川	当別町	1.4
1	石狩川	支沼ノ沢川	当別町	0.7
1	石狩川	長谷川の沢川	当別町	2.5
1	石狩川	金の沢川	当別町	0.7
1	石狩川	篠津川	江別市・新篠津村・当別町・月形町	23.0
1	石狩川	八幡二十五線川	江別市	0.8
1	石狩川	沼	新篠津村	4.9
1	石狩川	下篠津川	新篠津村	0.7
一級河川計		1水系 20河川		119.8
2	旧知津狩川	旧知津狩川	石狩市	3.5
2	正利冠川	正利冠川	石狩市	4.8
2	望来川	望来川	石狩市	7.0
2	厚田川	厚田川	石狩市	11.0
2	濃昼川	濃昼川	石狩市	0.9
2	浜益川	浜益川	石狩市	14.0
2	浜益川	新田川	石狩市	4.7
2	浜益川	吉岡沢川	石狩市	1.0
2	群別川	群別川	石狩市	3.5
2	幌川	幌川	石狩市	3.0
二級河川計		8水系 10河川		53.4
合計		30河川		173.2

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 当別出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見または予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿ってR6年度(2024年度)対象となる樋門の定期点検を実施すると共に、必要に応じてゲートの開閉に支障のないように 그리스アップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力カゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理	○簡易な保守点検は市町村が実施(操作点検委託)	○R6点検整備箇所数 N=26基(予定)	
		樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)			
		樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施			
		堰・排水機場等補修	定期点検等の結果による診断を踏まえて健全度を評価し、必要に応じて整備・更新を行い施設の必要な機能を確保	○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場編)に基づき、定期点検を実施 ○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備総括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施			
対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)	○出水期前一点検は市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index.htm	
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一点検は市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index.htm	
		床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一点検は市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index.htm	
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一点検は市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index.htm	
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一点検は市町村等と連携して実施		
		標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一点検は市町村等と連携して実施		

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
		河口掘削	河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河口の状況を把握し、必要に応じて河口掘削を実施 ○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる	○要注意河川として下記の箇所を監視する。 ・旧知津狩川(石狩市厚田区) ・厚田川(石狩市厚田区)樋管吐口水路	○通常点検予定(12回) ・4月～3月各1回 ・波浪警報後、適宜	要注意河川明示(パトロール図)
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去	○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去 ○北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結氷除去	○要注意河川として下記の箇所を監視する。 ・第一茂平沢川 ・材木川	○融雪出水災害危険箇所 ・第一茂平沢川(伊達山林道橋より上流120m) ・材木川(松山橋より上流540m) ○通常点検予定(4回) ・12月～3月各1回 ・大雪警報後、適宜	『北海道の融雪災害対策』参照 要注意河川明示(パトロール図)
		流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生のある場合に、除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生のある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去	○出水後関係機関による現地調査実施	○通常点検予定(12回) ・4月～3月各1回 ・洪水警報時、適宜	
河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討	○5月中に市民団体要望箇所を調整(第1回)	○市民団体協働の川づくり事業 (R5実施団体) ・ラブリバー-江北～篠津川 ・篠津川改修促進期成会～篠津川 ・望来水利組合～望来川 ・西藜富水利組合～知津狩川 ・知津狩川中央河川愛護組合～知津狩川 ・知津狩川上流河川愛護組合～知津狩川		
	再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管				
	その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置 ○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置	○関係機関合同による不法投棄パトロールを実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課ホームページで公表	【建設部維持管理防災課ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenriyoutenken/index.htm		

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
除草	水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施		<p>○洪水による災害の発生の防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用通路の草刈りを実施</p> <p>○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、刈草して処理</p> <p>○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施</p> <p>○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用通路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施</p>	<p>○「市民団体協働の川づくり事業」の市町村広報誌掲載</p> <p>○5月中に市民団体要望箇所の調整を検討</p>	<p>○市民団体協働の川づくり事業 (R5実施団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラブリバー江北～篠津川 ・篠津川改修促進期成会～篠津川 ・望来水利組合～望来川 ・西聚富水利組合～知津狩川 ・知津狩川中央河川愛護組合～知津狩川 ・知津狩川上流河川愛護組合～知津狩川 	除草区間図に明示
	上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施					除草区間図に明示
	周辺環境	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施		○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施			
環境施設の機能回復	低々水路の機能保持	土砂堆積により低水環境の機能が低下又は失なわれている場合に、土砂等を除去		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
	魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去		○定期点検予定(2回) 5月1回(出水期前) 不定期1回(出水後)	
	魚巢護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗掘等により、魚巢護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巢護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去			
	環境施設の機能保持	親水施設や魚巢護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去		○定期点検予定(2回) 5月1回(出水期前) 不定期1回(出水後)	
その他河川区域の環境管理	河畔樹木の育成など	良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。 また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施			
				○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施 ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施			

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 ※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供	○インターネット「川の防災情報」で欠測時における警戒水位、警戒雨量超過の場合はFAXによる通報を実施する。		
	施設維持	可動堰等施設維持運営費	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○建管管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理	○知津狩川可動堰(石狩市に操作管理委託)		施設箇所明示(パトロール図)
		排水機場	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○建管管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理			
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理	○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する。	○防災情報連絡会議	水防資材保管一覧表(別途資料編)
	樋門(管)操作委託料		出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約			
	定期点検操作委託料	樋門(管)の適切な機能保全を行うため、出水期前を始めとして目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7~10月の各月に実施することとしていますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を建設管理部から支給 ○定期点検の記録表は翌月10日までに提出		○定期点検(2回) ・5月1回(出水期前) ・不定期1回(出水後)		
	臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる				

札幌建設管理部 当別出張所管内図

令和6年度 治水パトロール実施区間

管理する河川			
河川番号(電算)	1級河川	管理延長(Km)	流域面積(Km ²)
(11)	知津狩川	7.5	38.6
(250)	基線川	0.4	22.5
(300)	当別川	56.5	72.5
(310)	材木川	5.5	13.1
(330)	ハンケチュベシナイ川	1.0	16.2
(340)	第一茂平沢川	4.7	7.1
(350)	第三茂平沢川	0.4	0.4
(360)	第二茂平沢川	2.2	2.8
(376)	小松の沢川	2.0	4
(378)	和泉の沢川	1.4	2
(380)	トツツ沢川	2.1	8.3
(382)	支トツツ沢川	1.4	2
(390)	沼ノ沢川	1.4	3.2
(395)	支沼ノ沢川	0.7	0.6
(400)	長谷川の沢川	2.5	5.6
(410)	金の沢川	0.7	4.6
(1580)	糠津川	23.0	178.9
(1590)	八幡二十五線川	0.8	6.7
(1670)	沼津川	4.9	17.3
(4318)	下糠津川	0.7	25.7
計	20 河川	119.8	

河川番号	2級河川	管理延長(Km)	流域面積(Km ²)
0176-1	旧知津狩川	3.5	4.6
0177-1	正利冠川	4.8	17
0178-1	望来川	7	47.6
0179-1	厚田川	11	136.5
0180-1	濃屋川	0.9	19.9
0181-1	浜益川	14	133.6
0181-2	新田川	4.7	8.8
0181-3	吉岡沢川	1	4.0
0182-1	群別川	3.5	33.9
0183-1	幌川	3	48.7
計	8水系10河川	53.4	
合計	30 河川	173.2	

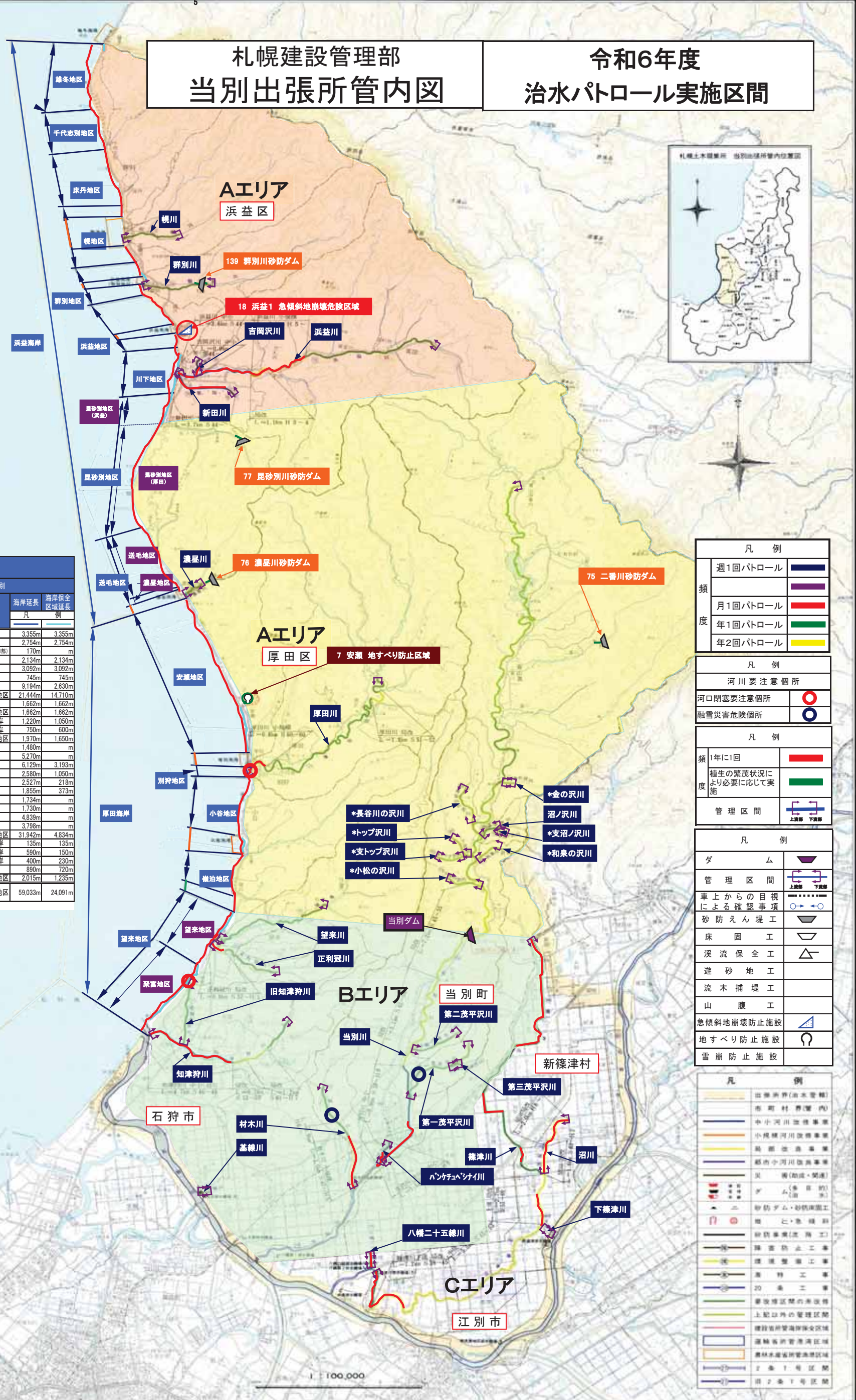
管轄する砂防ダム				
番号	ダム名	施行年度	構造	備考
75	二番川	S39~S41	石狩川水系	
76	濃屋川	H元~H5	濃屋川水系	
77	昆砂別川	S52~S53	昆砂別川水系	
139	群別川	H5~H9	群別川水系	
計	4ヶ所			

地すべり・急傾斜区域				
地すべり防止区域				
番号	地域名	面積	施行年度	備考
8	安	13.7	S47~S43・S58~S62	
計	1ヶ所			

急傾斜地崩壊危険区域				
番号	地域名	面積	施行年度	備考
27	石狩市浜益区1	2.60	S54~S56	
計	1ヶ所			

管轄する海岸							
海岸名	海岸延長	所管別		海岸延長	海岸保全区域延長		
		所管名	地区名等				
厚田	25,076m	国土交通省	水管理・国土保	茶島	3,355m	3,355m	
				望来	2,754m	2,754m	
				望来(望来川河口部)	170m		
				彌治	2,134m	2,134m	
				小谷	3,092m	3,092m	
		農林水産省	(9地区)	水産庁	別狩	745m	745m
					安瀬	9,194m	2,630m
					6地区	21,444m	14,710m
					彌治	1,662m	1,662m
					1地区	1,662m	1,662m
浜益	33,957m	国土交通省	水管理・国土保	濃屋	1,480m		
				送毛	5,270m		
				昆砂別	6,129m	3,193m	
				川下	2,580m	1,050m	
				浜益	2,527m	218m	
		農林水産省	(14地区)	水産庁	群別	1,855m	373m
					幌	1,734m	
					床丹	1,730m	
					千代志別	4,839m	
					穂冬	3,798m	
10地区	31,942m	4,834m					
農林水産省	(14地区)	水産庁	濃屋漁港海岸	135m	135m		
			浜益漁港海岸	590m	150m		
			群別漁港海岸	400m	230m		
			幌漁港海岸	890m	720m		
			4地区	2,015m	1,235m		
管内海岸延長合計	23地区	59,033m	24,091m				

※ 各延長の根拠: 「2011 海岸GISデータ」による。



凡例	
週1回パトロール	■
月1回パトロール	■
年1回パトロール	■
年2回パトロール	■

凡例	
河川要注意箇所	
河口閉塞要注意箇所	○
融雪災害危険箇所	○

凡例	
頻度	1年に1回
頻度	植生の繁茂状況により必要に応じて実施
管理区間	上流部 下流部

凡例	
ダム	■
管理区間	上流部 下流部
車上からの目視による確認事項	○
砂防えん堤工	■
床固工	■
溪流保全工	■
遊砂地工	■
流木捕堤工	■
山腹工	■
急傾斜地崩壊防止施設	■
地すべり防止施設	■
雪崩防止施設	■

凡例	
出発線(治水管理)	■
市町村界(管内)	■
中小河川治水事業	■
小規模河川治水事業	■
高瀬治水事業	■
都市小河川治水事業	■
河川(造成・開通)	■
ダム(建設中)	■
砂防ダム・砂防堤工	■
堤防・砂防工	■
砂防工事(完成)	■
砂防工事(施工中)	■
堤防工事	■
30系工事	■
管外区域(管内未設)	■
上記以外の管理区間	■
建設省河川治水事業	■
建設省河川治水事業	■
農林水産省河川治水事業	■
2系1号区間	■
2系2号区間	■

札幌建設管理部 当別出張所管内図

令和6年度 河川除草区間

管理する河川			
河川番号 (電算)	1級河川	管理延長 (Km)	流域面積 (Km ²)
(11)	知津狩川	7.5	38.6
(250)	基線川	0.4	22.5
(300)	当別川	56.5	72.5
(310)	材木川	5.5	13.1
(330)	ハンケチベシナイ川	1.0	16.2
(340)	第一茂平沢川	4.7	7.1
(350)	第三茂平沢川	0.4	0.4
(360)	第二茂平沢川	2.2	2.8
(376)	小松の沢川	2.0	4
(378)	和泉の沢川	1.4	2
(380)	トッブ沢川	2.1	8.3
(382)	支トッブ沢川	1.4	2
(390)	沼ノ沢川	1.4	3.2
(395)	支沼ノ沢川	0.7	0.6
(400)	長谷川の沢川	2.5	5.6
(410)	金の沢川	0.7	4.6
(1580)	徳津川	23.0	178.9
(1590)	八幡二十五線川	0.8	6.7
(1670)	沼	4.9	17.3
(4318)	下篠津川	0.7	25.7
計	20河川	119.8	
河川番号	2級河川	管理延長 (km)	流域面積 (Km ²)
0176-1	旧知津狩川	3.5	4.6
0177-1	正利冠川	4.8	17
0178-1	望来川	7	47.6
0179-1	厚田川	11	136.5
0180-1	濃屋川	0.9	19.9
0181-1	浜益川	14	133.6
0181-2	新田川	4.7	8.8
0181-3	吉岡川	1	4.8
0182-1	群別川	3.5	33.9
0183-1	幌川	3	48.7
計	8水系10河川	53.4	
合計	30河川	173.2	

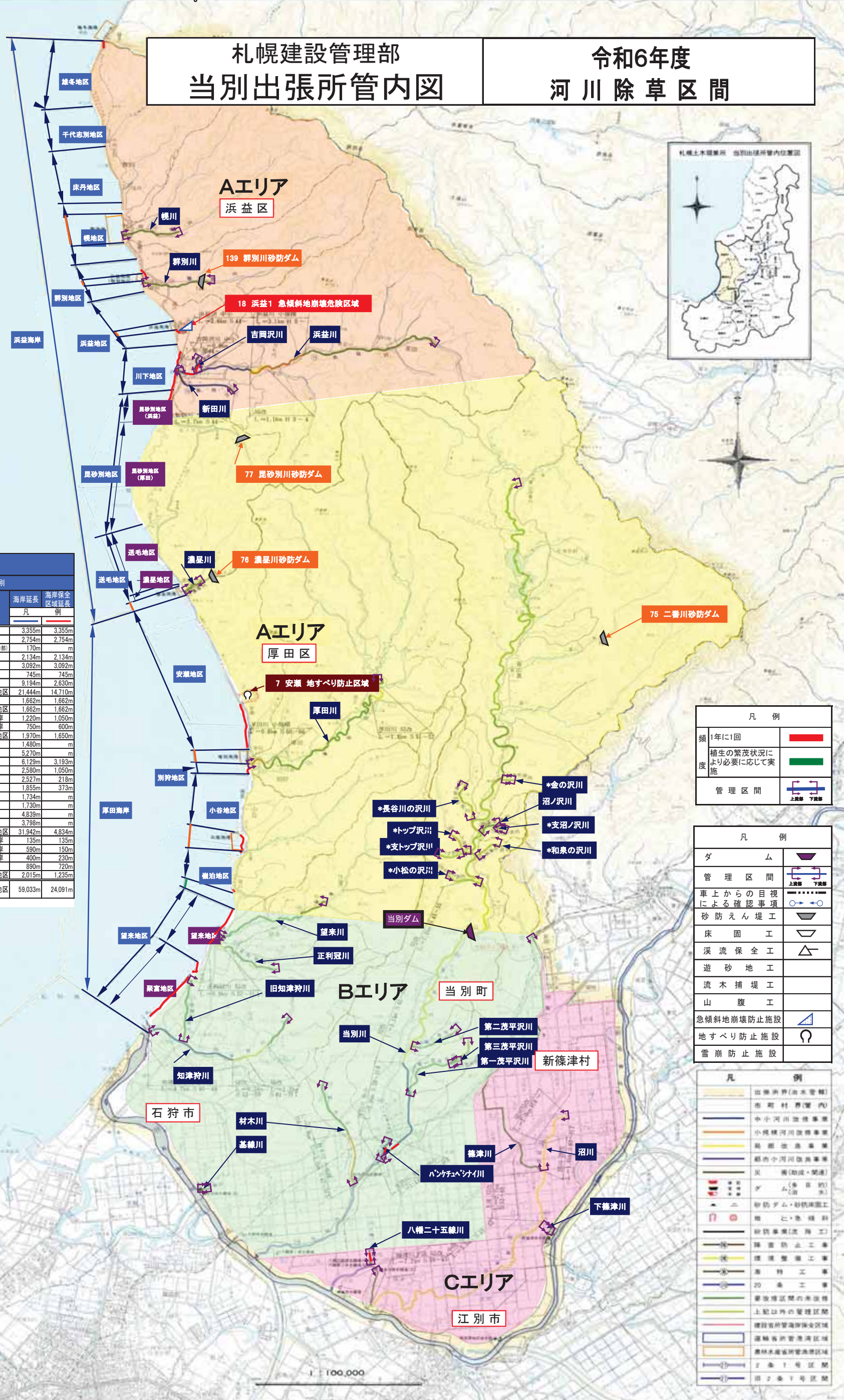
管轄する砂防ダム			
番号	ダム名	施行年度	概要
75	二番川	S39~S41	石狩川水系
76	濃屋川	H5~H9	濃屋川水系
77	群別川	S52~S53	群別川水系
139	群別川	H5~H9	群別川水系
計	4ヶ所		

地すべり・急傾斜区域			
番号	地名	面積	施行年度
8	安	13.7	S47~S43
計	1ヶ所		

急傾斜地崩壊危険区域			
番号	地名	面積	施行年度
27	石狩市浜益区1	2.60	S54
計	1ヶ所		

管轄する海岸						
海岸名	海岸延長	所管別		海岸延長 凡例	海岸保全 区域延長 凡例	
		所管名	地区名等			
厚田	25,076m	国土交通省	水管理・国土保全局	基富	3,355m	3,355m
				望来	2,754m	2,754m
				望来(望来川河口部)	170m	
				養泊	2,134m	2,134m
				小谷	3,092m	3,092m
		農林水産省	農林振興小計	6地区	21,444m	14,710m
			農林振興小計	1地区	1,662m	1,662m
			水産庁	古潭漁港海岸	1,220m	1,050m
			水産庁	厚田漁港海岸	750m	800m
			水産庁小計	2地区	1,970m	1,650m
浜益	33,957m	国土交通省	水管理・国土保全局	濃屋	1,480m	
				送毛	5,270m	
				群別	6,129m	3,193m
				川下	2,580m	1,050m
				浜益	2,527m	218m
				群別	1,855m	373m
				幌	1,734m	
		農林水産省	農林振興小計	10地区	31,942m	4,834m
			水産庁	濃屋漁港海岸	135m	135m
			水産庁	浜益漁港海岸	590m	150m
			水産庁	群別漁港海岸	400m	230m
			水産庁	幌漁港海岸	890m	720m
			水産庁小計	4地区	2,015m	1,235m
			管内海岸延長合計		23地区	59,033m

※ 各延長の根拠: 「2011 海岸GISデータ」による。



凡例	
頻度	1年に1回
実施	植生の繁茂状況により必要に応じて実施
管理区間	上流部 下流部

凡例	
ダム	管理区間
車上からの目視による確認事項	砂防えん堤工
床固工	溪流保全工
遊砂地工	流木捕堤工
山腹工	急傾斜地崩壊防止施設
地すべり防止施設	雪崩防止施設

凡例	
出納境界(治水管轄)	
市町村界(管内)	
中小河川放排基準	
小規模河川放排基準	
局前放排基準	
都市小河川放排基準	
河川(助成・開通)	
ダム(多目的)	
ダム(治水)	
砂防ダム・砂防堤工	
砂防・急傾斜	
砂防工事(堤防工)	
砂防工事(護岸工)	
遊砂地工事	
流木捕堤工事	
山腹工事	
急傾斜地崩壊防止施設	
地すべり防止施設	
雪崩防止施設	
2水系1号区間	
1水系1号区間	

IV 砂防・地すべり・急傾斜編

1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

(1)砂防関係施設一覧
砂防設備

番号	水系名	ダム名	工種	施工年度	市町村名	砂防指定地		備考
						告示年月日	番号	
75	石狩川	二番川	砂防えん堤	S39～41	当別町	1	S41.2.12	第174号
76	濃昼川	濃昼川	砂防えん堤	H元～5	石狩市	2	H2.2.6	第203号
77	毘砂別川	毘砂別川	砂防えん堤	S52～53	石狩市	3	S52.4.27	第757号
139	群別川	群別川	砂防えん堤	H5～9	石狩市	4	H6.9.1	第1901号
計	4箇所					4箇所		

地すべり防止施設

番号	地区名	市町村名	備考
7	安瀬	石狩市	
	1箇所		

急傾斜地崩壊防止施設

番号	地区名	市町村名	備考
18	浜益浜益1	石狩市	
	1箇所		

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 当別出張所管内)

○ 施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰堤等の砂防設備、集水井等の地すべり防止施設、土留工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う	○出水期前一点検を実施(5月)	二番川(当別町)、濃屋川(石狩市)、昆砂別川(石狩市)、群別川(石狩市)	施設位置 (パトロール図)
対症管理型	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前一点検を実施(5月) ○通常点検予定(12回) ・4月～3月 各1回	浜益浜益1(石狩市)	施設位置 (パトロール図)
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前一点検を実施(5月)		施設位置 (パトロール図)
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前一点検を実施(5月) ○通常点検予定(12回) ・4月～3月 各1回(急傾斜地のみ)	砂防えん堤 4箇所(立入防止柵含む) 急傾斜地 1箇所	
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前一点検を実施(5月) ○通常点検予定(12回) ・4月～3月 各1回(急傾斜地のみ)	砂防えん堤 4箇所 急傾斜地 1箇所 地すべり 1箇所	
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○出水期前一点検を実施(5月) ○通常点検予定(12回) ・4月～3月 各1回(急傾斜地のみ)	砂防えん堤 4箇所 急傾斜地 1箇所 地すべり 1箇所	
日常管理型	施設機能回復	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う	○出水期前一点検を実施(5月)	砂防えん堤 4箇所	
		流木等除去	施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う	○出水期前一点検を実施(5月)	濃屋川(魚道)、群別川(スリット)	
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う	○出水期前点検(5月頃)		
		塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に処理	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う	○出水期前一点検を実施(5月) ○通常点検予定(12回) ・4月～3月 各1回(急傾斜地のみ)	●管理区間(指定地内) 砂防えん堤 4箇所 急傾斜地 1箇所 地すべり 1箇所	

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能に支障が生じる場合に除去	○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う	○出水期前一齐点検を実施(5月) ○通常点検予定(12回) ・4月～3月 各1回(急傾斜地のみ)	砂防えん堤 4箇所(袖部、堆砂区間) 急傾斜地 1箇所 地すべり 1箇所	
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する	○出水期前一齐点検を実施(5月) ○通常点検予定(12回) ・4月～3月 各1回(急傾斜地のみ)	急傾斜地 1箇所(上下部排水) 地すべり 1箇所	
		法面除草	人家と接近している箇所では草本類が繁茂し、病虫害発生等の抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する	○出水期前点検 (5月頃)	砂防えん堤 4箇所(袖部) 地すべり 1箇所	
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う	○出水期前点検 (5月頃)	砂防えん堤 4箇所(水たたき部)	
必要経費	維持施設	情報基盤観測機器 保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			
		土砂災害警戒情報 システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を気象台と建設管理部が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費	○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応する			
		地すべり情報通報 システム保守点検 運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○伸縮計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			

V 海岸編

1. 海岸の維持管理実施計画

(1)海岸施設一覧(河川局海岸)

海岸名	市町村名	管理延長(km)	備 考
石狩(厚田区)海岸	石狩市	21.4	
石狩(浜益区)海岸	石狩市	31.9	
計		53.3	

注1. 管理する海岸は、国土交通省河川局所管分

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(札幌建設管理部 当別出張所管内)

○ 施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持作業を実施します。

【海岸】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	堤防・護岸補修	護岸、堤防の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、計画的に修繕・補修等を実施	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより堤防・護岸の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・浜益海岸(石狩市浜益区川下地区)L=0.4km ・浜益海岸(石狩市浜益区毘砂別地区)L=0.9km ・厚田海岸(石狩市厚田区磯治地区)L=0.4km ・厚田海岸(石狩市厚田区望来地区)L=0.4km	○安全利用点検(GW前)	
対症管理型	施設補修	斜路補修	斜路の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより斜路の状況を把握し、必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・浜益海岸(石狩市浜益区毘砂別地区)L=0.1km	○安全利用点検(GW前)	
		天端被覆工補修	地盤の空洞等により落下や不等沈下が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修			
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・浜益海岸(石狩市浜益区川下地区)L=0.1km	○安全利用点検(GW前)	
		突堤・離岸堤・消波工等補修	突堤等が倒壊により施設の機能に支障が生じる場合や、斜路に隣接する消波ブロックが漁船の上げ下ろしに支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより突堤・離岸堤・消波工等の状況を把握し、必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・浜益海岸(石狩市浜益区川下地区)L=0.1km ・浜益海岸(石狩市浜益区毘砂別地区)L=0.3km ・厚田海岸(石狩市厚田区別狩地区)L=0.1km ・厚田海岸(石狩市厚田区望来地区)L=0.4km	○安全利用点検(GW前)	
		遊歩道補修	損傷等により施設の機能に支障が生じ、放置すると転倒事故につながる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより遊歩道の状況を把握し、必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・浜益海岸(石狩市浜益区川下地区)L=0.4km	○安全利用点検(GW前)	
		ゲート補修	ゲートが損傷し波浪を防止できない、また、その恐れがある場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などによりゲートの状況を把握し、必要に応じて補修			
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修			
		階段・手摺補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより階段・手摺りの状況を把握し、必要に応じて補修			
日常管理型	施設機能回復	排水施設清掃	土砂等が堆砂し排水機能に支障が生じる場合に除去	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて対応	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・要注意利用施設箇所 ・浜益海岸(石狩市浜益区川下地区)L=0.1km	○安全利用点検(GW前)	
		整地・土砂除去・飛砂防止	施設の機能に支障が生じるような土砂等が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・浜益海岸(石狩市浜益区川下地区)L=0.2km	○安全利用点検(GW前)	
		流木・漂着物除去	施設の機能に支障が生じるような流木、漂着物が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・浜益海岸(石狩市浜益区川下地区)L=2.6km ・浜益海岸(石狩市浜益区毘砂別地区)L=6.1km ・厚田海岸(石狩市厚田区濃尻地区)L=1.5km ・厚田海岸(石狩市厚田区別狩地区)L=0.8km ・厚田海岸(石狩市厚田区磯治地区)L=2.1km ・厚田海岸(石狩市厚田区望来地区)L=2.9km	○安全利用点検(GW前)	
必要経費	施設維持	施設管理委託料	津波防災ステーション、安全情報伝達施設、付属施設等の保守点検費用	○管理委託契約に基づいた保守点検を行う。 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度補修。			

VI 資料編

1 管内関係機関

【 国の関係機関 】

機 関 名	住 所	電話番号
札幌開発建設部 札幌道路事務所	札幌市豊平区月寒東2条8丁目3番1号	(代)011-854-6111 ※ダイヤルインあり
札幌開発建設部 札幌道路事務所 当別分庁舎第二維持課	石狩郡当別町対雁43	0133-23-2074
札幌開発建設部 滝川道路事務所	滝川市新町2丁目1-31	0125-22-4147
札幌開発建設部 江別河川事務所	江別市高砂町5番地	011-382-2358

【 道の関係機関 】

機 関 名	住 所	電話番号
札幌建設管理部	札幌市中央区南11条西16丁目2-1	011-561-0201
札幌建設管理部 岩見沢出張所	岩見沢市上幌向南1条2丁目	0126-26-3011
札幌建設管理部 長沼出張所	夕張郡長沼町錦町北1丁目3-14	0123-88-2346
道民の森管理事務所	石狩郡当別町栄町192番地7	0133-22-3911

【 市町村の関係機関 】

機 関 名	住 所	電話番号
江別市役所	江別市高砂町6番地	011-382-4141
江別市 土木事務所	江別市元江別本町21番地	011-383-5900
石狩市役所	石狩市花川北6条1丁目30番地2	0133-72-3111
石狩市 厚田支所	石狩市厚田区厚田18番地	0133-78-2011
石狩市 浜益支所	石狩市浜益区浜益2番地3	0133-79-2111
当別町役場	石狩郡当別町白樺町58番地9	0133-23-2330
新篠津村役場	石狩郡新篠津村第47線北13	0126-57-2111
小樽市役所	小樽市花園町2丁目12-1	0134-32-4111
札幌市 北区役所	札幌市北区北24条西6丁目1-1	011-757-2400
札幌市 厚別区役所	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2	011-895-2400
札幌市 手稲区役所	札幌市手稲区前田1条11丁目1-10	011-681-2400

【 その他の関係機関 】

機 関 名	住 所	電話番号
道警交通管制センター	札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110 (内線5231)
札幌北警察署	札幌市北区北24条西8丁目2-20	011-727-0110
江別警察署	江別市弥生町23	011-382-0110
小樽警察署	小樽市築港9-1	0134-27-0110
石狩北部地区消防事務組合 消防指令センター	石狩市花川北1条1丁目2-3	①0133-74-7135 ②0133-74-7158
石狩消防署	石狩市花川北1条1丁目2-3	0133-74-7111
石狩消防署 厚田支署	石狩市厚田区厚田106	0133-78-2131
石狩消防署 浜益支署	石狩市浜益区川下30	0133-79-3080
当別消防署	石狩郡当別町錦町351-15	0133-23-2537
新篠津消防署	石狩郡新篠津村第46線北12	0126-57-2034
江別市消防署	江別市野幌代々木町80-8	011-382-5432
小樽消防署	小樽市勝納10-1	0134-22-9171
日本道路交通情報センター (北海道警察本部内)	札幌市中央区北2条西7丁目	011-271-5456
日本道路交通情報センター (道庁建設部道路課内)	札幌市中央区北3条西6丁目	011-261-7776
石狩東北部道路維持事業(協)	江別市緑町西1丁目114	011-382-6660

2 水防等資材保管一覧表

区分	分類	種別	規格	備考	単位	数量
資材	土木用材	土のう袋	480mm×620mm		枚	600
資材	油処理用材	オイルマット	タフネル BL-65 65 cm×65cm×4mm		枚	800
資材	油処理用材	オイルマット	もりの木太郎 MPW -45 38×55×3cm 20枚/箱		箱	37
資材	油処理用材	オイルキャッチャー	タフネル F-1 1m× 5m		本	6
資材	油処理用材	オイルフェンス	タフネル TF-200 1 0m/本		本	7
資材	油処理用材	油吸着材	カクイ オイルキャッ チャー K-65 65×6 5		枚	500
資材	油処理用材	オイルキャッチャー	タフネル S-50 10m		本	4
資材	油処理用材	油吸着材	オイルゲーター 20 L缶		缶	2
資材	油処理用材	オイルマット(万国旗 型)	タフネル BL-F 6.5 m×4本/箱		本	8